

平成30年度
集団指導資料

【障害福祉サービス等共通編】

平成31年3月13日・14日

岡山県 保健福祉部
保健福祉課 指導監査室

目次(共通編)

開催日：平成31年3月13日(水)・14日(木)

場 所：ピュアリティまきび

おかやま西川原プラザ大会議室

1	指定基準の遵守及びサービスの質の向上について	1
2	指導・監査について	2
3	体制等に関する届出について	6
4	変更・廃止・休止等の届出について	7
5	業務管理体制の整備に関する事項の届出等について	8
6	福祉・介護職員処遇改善加算について	9
7	障害福祉サービス等情報公表制度について	11
8	利用者の安全確保について	12
9	その他連絡	13

1 指定基準の遵守及びサービスの質の向上について

(1) 障害福祉サービス事業者等の責務

障害者又は障害児に対し、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援又は障害児入所支援を提供する者(以下、「事業者」という。)には、次のような責務が課されています。

これらは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)又は児童福祉法に規定されています。**特に③に違反する場合は、指定を取り消す場合があります。**

〈事業者の責務の概要〉

① 障害者・児の立場に立ったサービスの提供	障害者総合支援法	障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村等との関係機関との緊密な連携を図りつつ、サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。
	児童福祉法	障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、関係機関との緊密な連携を図りつつ、サービスを当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。
② サービスの質の評価と向上	その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。	
③ 障害者・児の人格尊重と職務遂行	障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者又は障害児(保護者含む)のため忠実にその職務を遂行しなければならない。	

(根拠条文) 障害者総合支援法 第42条
児童福祉法 第21条の5の18、第24条の11

これらの義務に違反したと認められるときは、指定権者は、その指定を取り消すことができる。

(障害者総合支援法第50条第1項第2号)

(児童福祉法第21条の5の24第2号)

①②は「努力義務規定」ですが、
③は「義務規定」です。

2 指導・監査について①

(1) 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために障害者総合支援法第11条第2項又は児童福祉法第57条の3の3第4項の規定に基づき実施します。

集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習形式で実施します。

実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所において、実地により、指導担当者が関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行います。(訪問系サービス及び一般相談支援については、県民局等で行う場合があります。)

○指導内容

障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備及び運営並びに自立支援給付等の請求について指導します。

なお、必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。

(報酬請求指導の方法)

指導担当者が、加算等の届出状況並びに自立支援給付等(基本単位及び各種加算等)の請求状況について、関係資料により確認を行います。

なお、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整を指導します。

(注) 指定障害福祉サービス事業者等が、偽りその他不正の行為により自立支援給付等を受けたときは、市町村は、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、40%の加算金を支払わせることができます。

○指導の結果

- ・ 改善を要すると認められた事項は、後日文書により指導内容の通知を行います。
- ・ 文書で指摘した事項については、事業者に改善報告書の提出を求めます。

○指導後の措置等

- ・ 改善報告書の内容について、実地に確認する必要があるときは、再度指導を行います。
- ・ 実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査に切り替える場合があります。

- ① 著しい運営基準違反が確認され、利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ② 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

※ 運営上の問題等について、緊急に調査確認が必要と判断した事案が生じた場合などは、定期の指導によらず、随時に指導を実施する場合があります。

2 指導・監査について②

(2) 監査

入手した各種情報により、行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「**指定基準違反等**」という。)に、**その事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼**とし、障害者総合支援法第又は児童福祉法の各規定に基づき実施します。

○ 各種情報とは、

ア 要確認情報

- ・通報・苦情・相談等に基づく情報
- ・市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ・自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

イ 実地指導において確認した情報

- ・障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

※監査は、原則として、**無通告(当日に通知)**で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行います。

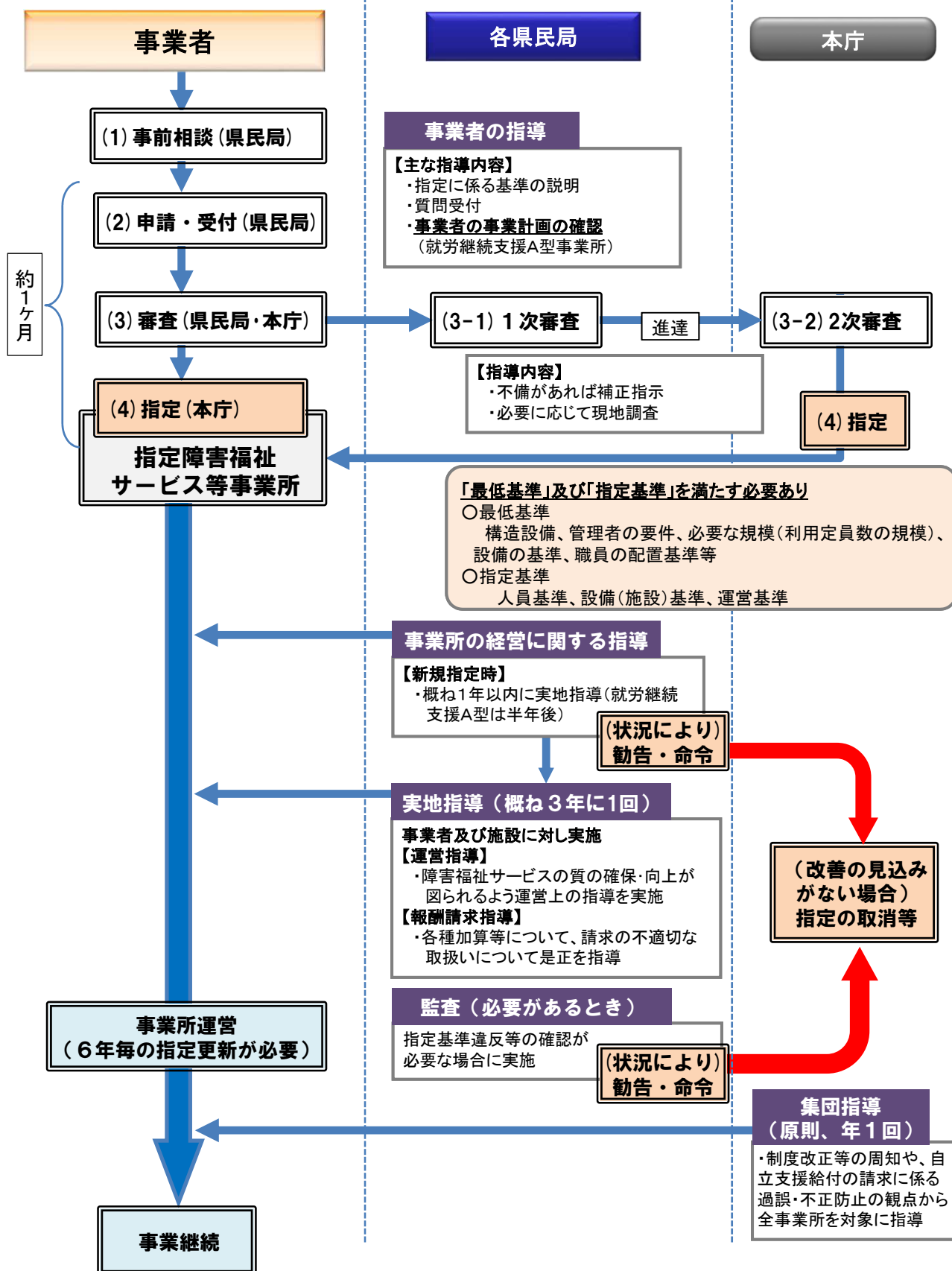
(3) 行政上の措置

監査の結果、次のような行政上の措置を行う場合があります。

区分	行政上の措置の内容	事業者名の公表等
勧告	事業者に期限を定めて文書により基準を遵守すべきことを勧告する。	事業者が勧告に従わない場合はその旨を公表できる。
命令	事業者が正当な理由なく上記の勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命令する。	事業者に命令をした場合は <u>公示しなければならない</u> 。
指定の効力の停止	次に該当する場合、指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力の全部若しくは一部を停止する。	指定を取り消した場合は <u>公示しなければならない</u> 。
指定の取消	<ul style="list-style-type: none"> ・不正な手段で指定を受けたとき ・給付費請求に不正があったとき ・監査に当たり虚偽の報告をしたとき 等々 	

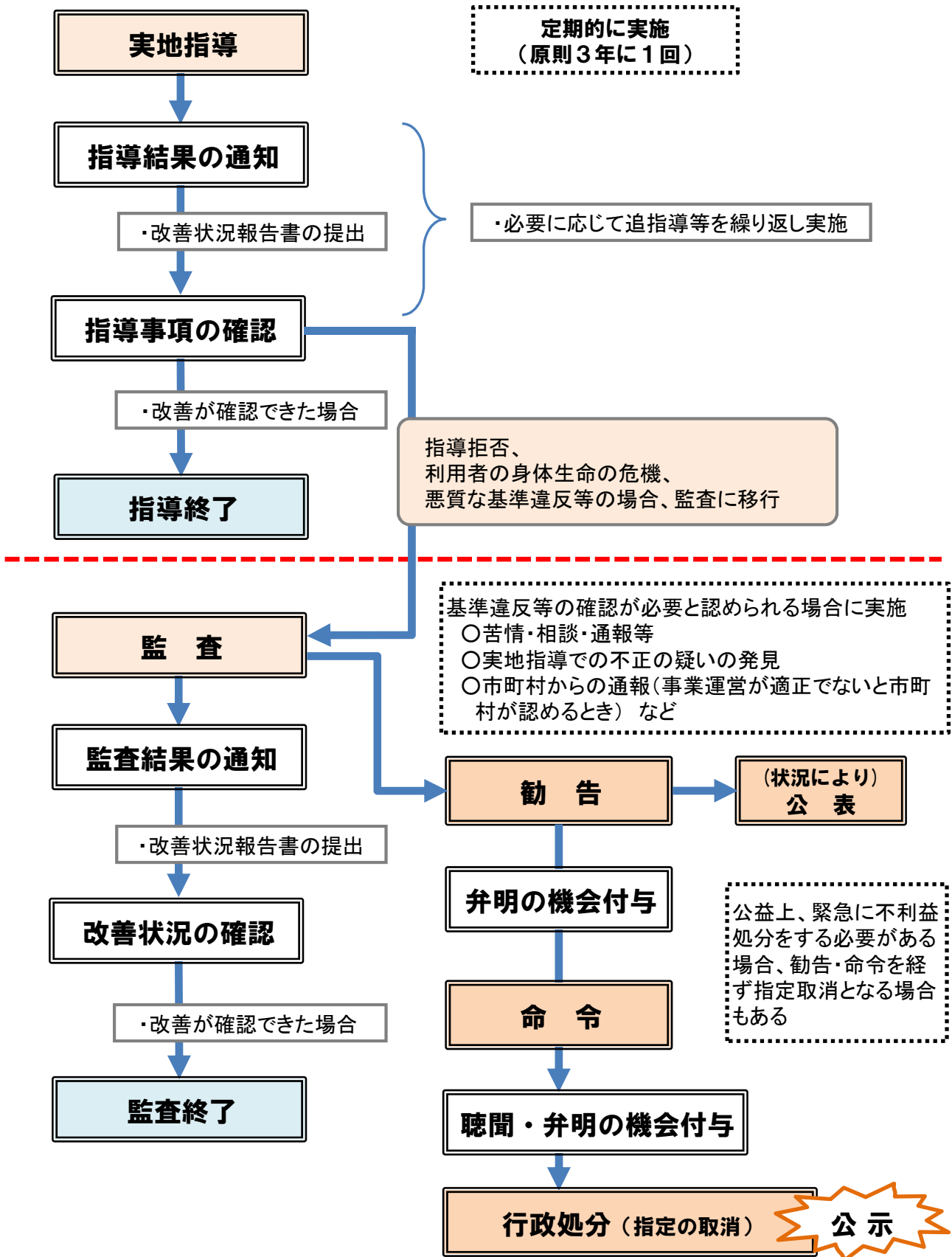
2 指導・監査について③

(4) 指定障害福祉サービス事業者等の指定・指導等の主な流れについて



2 指導・監査について④

(5) 指定障害福祉サービス事業者等に係る指導監査フロー図



3 体制等に関する届出について

(1) 報酬算定の変更を伴うもの(定員の増減、共同生活住居の増、新たな加算や加算区分の変更等)

事前に届け出てください。

① 届出に係る加算等の開始時期

届出等に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、**届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。**

※算定される単位数 1月15日に加算の算定を届け出た場合は、2月1日から算定が可能。
が増える場合の例 1月16日に加算の算定を届け出た場合は、3月1日から算定が可能。

② 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

なお、この場合は、**加算等が算定されなくなった事実が発生した日**(居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から**加算等の算定を行わないもの**とします。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消し等をもって対処します。

《提出書類》(様式は県指導監査室ホームページからダウンロードできます。)

- ・変更届出書
- ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書(障害福祉サービス)
- ・指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書(障害児)
- ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表(障害福祉サービス)
- ・障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(障害児)
- ・各種加算に係る届出書及び添付書類

《提出部数》 2部(正本1部・副本1部)

(2) 報酬算定の変更を伴わないもの(例:児童指導員、福祉専門職員等の有資格者の変更等)

変更後速やかに届け出てください。

《提出書類》(様式は県指導監査室ホームページからダウンロードできます。)

- ・各種加算に係る届出書及び添付書類

《提出部数》 1部

4 変更・廃止・休止等の届出について

(1) 変更の届出

指定事業者・施設は、届け出た内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を、所管の県民局に提出することが必要です。

○届出に当たっての留意事項

事業所（施設）の所在地（設置の場所）やサービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（実務経験を要する職種）等については、事前の届出をお願いしています。

また、定員又は共同生活住居の増減等の場合は、報酬算定の変更を伴う可能性がありますので、次ページ「体制及び加算の変更手続きについて」をご確認ください。

＜変更の届出が必要な事項(例)＞ ※サービスの種類により異なります。

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、職名及び住所
- ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ④ 事業所の平面図
- ⑤ 事業所の管理者及びサービス管理責任者（サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名、生年月日、経歴及び住所
- ⑥ 運営規程
- ⑦ 当該申請に係る事業に関する介護給付費の請求に関する事項

＜提出する書類＞（様式は県指導監査室ホームページからダウンロードできます。）

- ① 変更届
- ② 添付書類（「変更届に係る提出書類確認表」をご確認ください。）

(2) 廃止又は休止の届出(入所施設は指定の辞退)

その廃止又は休止の日の1月前(入所施設は3月以上前)までに、所管の県民局に届け出てください。

＜提出する書類＞（様式は県指導監査室ホームページからダウンロードできます。）

- ① 廃止（休止）届
- ② 届出事項
 - ・現利用者に対する措置
 - ・現利用者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり、利用者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者として利用者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料

← **利用者への利用調整が未整備の場合は、「勧告」対象となります。**

5 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

平成24年4月1日から、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス(法令遵守)を向上してもらうことが趣旨です。

また、届出事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定等により届け出べき事項に変更があった場合（19事業所から20事業所へ事業所数の増加）についても、届出事項の変更に係る届出書を提出することが必要です。

(1) 届出書の内容 ・ ・ 設置する事業所等の数により届出事項が異なります。

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	〃 主たる事業所の所在地
	〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」の概要
事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(2) 届出先

事業所等の指定により、事業展開地域が変更となり、届出先の行政機関に変更が生じた場合、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届出が必要となります。

事業所等の区分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働本省
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ 事業者の運営する事業所がすべて特定の1政令市（岡山市）内に所在する場合 ※ H31.4月から届出先に倉敷市が追加	岡山市 事業者指導課
④ 上記以外	岡山県 (各県民局健康福祉部健康福祉課)

(3) 一般検査

障害福祉サービス事業者等の自主的な業務管理体制の整備状況の確認・点検を通じて、法令遵守に対する意識を高めるとともに問題点の改善を行っていただくため、一般検査を定期的（概ね3年に1回）実施します。

6 福祉・介護職員処遇改善加算について①

(1)平成31年度福祉・介護職員処遇改善加算の届出について

① 加算算定にあたって届出が必要な書類等

○福祉・介護職員処遇改善加算届出書及び添付書類

※福祉・介護職員処遇改善加算を算定する事業所は必ず提出を行う必要があります。
また、提出は各指定権者ごとに行う必要があります。

○介護給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書及び添付書類

次の場合は、福祉・介護職員処遇改善加算届出書に加え、介護給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書等も提出する必要があります。

・新たに福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合

・従来の区分と異なる加算を算定する場合（以下のとおり）

（例）「加算Ⅱ」を算定していたが、「加算Ⅰ」を算定する場合

② 届出に当たっての留意事項

福祉・介護職員処遇改善加算については、他の加算の提出期限と異なり、

○年度当初から加算を取得する場合・・・**前年度の2月末日まで**

※ 訪問系サービスは、平成31年度は特例により提出期限が変更（×切4/15）

○年度途中から加算を取得する場合・・・取得しようとする月の前々月の末日

③ 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）は、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、一定の経過措置期間後に、**廃止されます。**

経過措置期間は現時点未定ですが、より上位の区分（加算（Ⅰ）から（Ⅲ）まで）の加算取得に向けた取組をお願いします。

(2)2019年度報酬改定の概要（障害福祉人材の処遇改善関係）

平成31（2019）年10月に施行予定の「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づく新加算「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の設定

【新しい経済政策パッケージ（抜粋）】

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

→ 概要は、別冊「平成31年度障害福祉サービス等報酬改定について」をご覧ください。

6 福祉・介護職員処遇改善加算について②

(2) 平成30年度福祉・介護職員処遇改善加算の実績報告について

① 提出期限

- ・平成30年度に当該加算を算定している場合は、**平成31年7月末日**

※ 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日

→ 最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、提出期限は2ヶ月後の7月末

② 提出先

提出は、各指定権者ごとに行う必要があります。**岡山県の指定事業所**については、平成30年度福祉・介護職員処遇改善加算届出書を提出した**県民局に提出**してください。

③ 留意事項

ア 平成30年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額

「平成30年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額」には、平成30年4月～平成31年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入してください。

つまり、国保連における平成30年5月～平成31年4月審査分までの加算総額(利用者負担額を含む。)を記入することになります。(国保連から通知されている金額を足しあげること。)

イ 賃金改善所要額

実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、**全額返還となります。(差額の返還ではない。)**

また、実績報告を提出しない場合も全額返還となります。仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給してください。

ウ 賃金改善の方法等

- ・ 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で行いますが、**賃金改善を行う項目については明確に記載**してください。
また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることにはできません。

平成30年3月30日付け厚生労働省通知（抜粋）

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、8(2)（特別事情届出書）の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

- ・ 非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれません。
同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれません。
- ・ 加算を取得した事業者は、賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、賃金改善の実施に要する費用に含まれません。

7 障害福祉サービス等情報公表制度について

(1) 制度概要

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みが創設され、平成30年4月から制度が施行されました。

(2) 報告手順について

手順1

 このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

 **事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。**

- 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。


手順2

- 情報公表システムより、ログインID・パスワードが通知されます。

 ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順3

 入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
 - ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 (修正の上、再度報告します。)
 - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

- 都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

8 利用者の安全確保について

(1) 災害対策の徹底について

障害福祉サービス事業所等は、利用者の安全を確保するために、火災や地震、風水害のほか、地域の特性等を考慮した自然災害に係る対策を含む「**非常災害対策計画**」の策定と定期的な避難等訓練の実施が必要です。(義務規定)

※「非常災害対策計画」

災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、施設が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定した上で、あらかじめ定めておくもの。

(想定する災害)

風水害、土砂災害、地震等の自然災害や、火災、ガス爆発等の人為災害など

(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありません。)

○対象事業所

障害者支援施設、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

(2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

平成29年6月に水防法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「水防法等」という。)が改正され、市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の「要配慮者利用施設」※の所有者又は管理者に対し、「**避難確保計画**」の作成、避難訓練の実施等が義務付けられました。

避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない場合は、早急な対応をお願いします。

※「要配慮者利用施設」

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設(例:障害者総合支援法、児童福祉法に基づいて指定された事業所等)

※「**避難確保計画**」は「**非常災害対策計画**」に必要事項を追記する形で作成することが可能です。

※ 国土交通省は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を2021年までに100%の施設で実現することを目標としています。

○参考(マニュアル及び手引き等)

国土交通省ホームページ

【水害関係】

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【土砂災害関係】

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

9 その他連絡

(1) 適正な事業運営に必要なもの

数次にわたる法改正や報酬改定により、制度や報酬体系は非常に複雑化しています。

しかしながら、障害福祉サービス事業を実施するためには、**制度や基準を理解することが必要不可欠ですので**、県条例、関係法令、関係告示等を十分に御理解の上、適正に事業所を運営いただきますようお願いいたします。

これらの基準は複雑な内容を含んでいるため、十分な理解のために、中央法規出版「事業者ハンドブック(指定基準編、報酬編)」や、社会保険研究所「障害福祉サービス報酬の解釈」等も発行されています。

※ 県条例については、県指導監査室ホームページ中、次のURLに掲載

URL: <http://www.pref.okayama.jp/page/571262.html>

※ 事業所の指定・運営に係る関係法令等一覧(P25参照)

(2) 事故報告の提出について

サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を迅速に講じるとともに、速やかに利用者の家族等、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び支給決定市町)等に連絡・報告を行ってください。

※ 利用者事故発生時の対応について、利用者事故等報告書(P26～28参照)

(3) 厚生労働省からの通知等について

厚生労働省から発出される通知等については、随時、県指導監査室ホームページ上で公開するとともに、電子メールにより事業所へ周知する場合がありますので、随時確認をお願いします。

<岡山県指導監査室ホームページ>

URL: <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/340/>

(4) 質問(疑義照会)について

今回の集団指導に係る内容やその他について質問(疑義)等がある場合は、「質問票」によりFAXにて送信してください。

※ 質問票、質問担当窓口について (P29・P41参照)

(5) メールアドレスの登録について

県指定の障害福祉サービス等事業者へのお知らせ、各種依頼等については、県のホームページに掲載したり、より確実にお伝えするため、電子メールでお知らせする場合があります。

メールアドレスの変更や受信先を変更したい場合は、変更登録をお願いします。

《登録手続き》

事業所等で使用するメールアドレスを下記アドレス(県指導監査室メールアドレス)まで送付

⇒県指導監査室メールアドレス: shidokansa@pref.okayama.lg.jp

参考資料

1 平成29年度指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び 指導等の状況	15
2 水防法・土砂災害防止法の改正	18
3 事業所の指定・運営に係る関係法令等一覧	25
4 利用者事故等発生時の対応について	26
5 質問票	29
6 平成29年度における施設従事者等による虐待の状況について	30
7 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る 猶予措置の終了に当たっての留意事項について	33
8 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格要件の 変更等について	38
9 質問担当窓口	41

【別冊】

平成31年度障害福祉サービス等報酬改定について

平成29年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び指導等の状況

是正改善指導事項		都道府県市名																	岡山県							
		居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行介護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	障害者等包括支援事業所	障害者援護施設	自立訓練(機能訓練)事業所	自立訓練(生活訓練)事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業所	就労継続支援(B型)事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後デイサービス事業所	保所訪問支援事業所	福祉型寄入施設	社障児入所施設	医療型寄入施設	
1 指定等の状況																										
前年度末現在の指定事業所等数(A)		96	74	35	7	2	64	47	0	27	0	6	9	49	81	50	29	27	89	2	94	14	1	1		
当該年度(平成29年度)の指定状況(B)	指 定(a)	4	3	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	6	10	1	0	0	13	0	25	6	0	0		
	更 新	2	1	21	0	0	0	6	0	5	0	0	1	6	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0		
	廃 止(b)	7	5	2	1	0	1	1	0	0	0	1	0	4	4	1	2	2	4	0	5	0	0	0		
	辞退等(c)						1			1																
	取 消(d)																									
	期 間 を 定 め て の 効 力 停 止																									
平成29年度末の指定事業所等数(A)+(B)		93	72	33	6	2	62	49	0	26	0	6	9	51	87	50	27	25	98	2	114	20	1	1		
2 指導及び監査の状況																										
事業所等数		96	74	35	7	2	64	47	0	27	0	6	9	49	81	50	29	27	89	2	94	14	1	1		
集団指導	計画数	96	74	35	7	2	64	47		27		6	9	49	81	50	29	27	89	2	94	14	1	1		
	実施数	74	45	25	5	2	57	44		26		5	8	49	75	42	20	17	91	2	105	14	1	1		
	実施率(%)	77%	61%	71%	71%	100%	89%	94%		96%		83%	89%	100%	93%	84%	69%	63%	102%	100%	112%	100%	100%	100%		
実地指導	計画数	21	16	9	4		15	15		10		1	2	16	31	16	14	13	36	0	46	2	1	0		
	実施数	21	16	9	4		12	14		10		2	1	17	31	13	5	5	32	0	43	2	1	0		
	実施率(%)	22%	22%	26%	57%	0%	19%	30%		37%		33%	11%	35%	38%	26%	17%	19%	36%	0%	46%	14%	100%	0%		
監 査	実施数													25												
3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										
第1 基本方針・一般原則		2	1			2	1		2				6	9	3			6		9						
第2 人員に関する基準		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(3)	(1)	(0)	(0)	(3)	(0)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)		
1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)															1			3		6						
2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者																										
3 管理者															1											
4 利用者数の算定		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	2	2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
5 職務の専従		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
6 従たる事業所設置の場合の特例		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
7 訪問による指定自立訓練		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
第3 設備に関する基準														1				2		1		1				
第4 運営に関する基準		(11)	(9)	(3)	(5)	(0)	(19)	(8)	(0)	(11)	(0)	(8)	(7)	(74)	(56)	(17)	(4)	(4)	(100)	(4)	(118)	(5)	(1)	(0)		
1 内容及び手続の説明及び同意		2	2	1	1		5	4		4		1	1	11	10	3	2	2	5		18					
2 契約支給量(契約内容)の報告等		3	1		1		/			1		1		2	1	/			1		3		/	/		
3 提供拒否の禁止																										
4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整																										
5 サービス提供困難時の対応						/										/										
6 受給資格の確認																										
7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																										
8 心身の状況等の把握		2	1												2	2					1					
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等																			3		2		/	/		

是正改善指導事項	事業所														療型障害児入所施設										
	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援事業所	行動援事業所	養護介事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	障害者包括支援事業所	障害者施設	自立訓練(機能訓練)事業所	自立訓練(生活訓練)事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業所	就労継続支援(B型)事業所		共生活動事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	児童発達支援事業所	療型発達支援事業所	放課後サービス事業所	保所訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	療型障害児入所施設
10 身分を証する書類の携行																									
11 サービスの提供の記録	1					1	1					1			2	1	1	1	1						
12 利用定員																									
13 開始及び終了(入退居)・居住地変更への対応																									
14 入退所(居)の記録の記載等																1								1	
15 指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等															1	1		1		1					
16 利用者負担額等の受領									1				2	2				2		2					
17 利用者負担額に係る管理																				2					
18 給付費等の額に係る通知等	4	3	2							1		3				1	1	2		2					
19 取扱方針													1												
20 計画の作成(書類の交付)						4			4		1	1	2	17	7			17	2	22	1				
21 サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務														1				1		1					
22 管理者の責務(管理者による管理等)													1					1		1					
23 同居家族に対するサービス提供の禁止																									
24 (その他の)サービスの提供																									
25 検討等																									
26 相談及び援助																									
27 (機能)訓練・指導等																		1		1					
28 雇用契約の締結等													2												
29 看護・介護・家事等																									
30 生産活動・就労													2												
31 工賃の支払・賃金												1	10	5											
32 実習の実施																									
33 求職活動の支援等																									
34 職場への定着のための支援																									
35 就職状況の報告																									
36 利用者及び従業者以外の者の雇用																									
37 社会生活上の便宜の供与等									1							3									
38 地域生活移行のための支援																									
39 食 事																									
40 実施主体													2												
41 事業所の体制・支援体制の確保																									
42 障害福祉サービスの提供に係る基準																									
43 健康管理																									
44 緊急時等の対応	1	1		1								1	4	4				4		5	1				
45 入院期間中の取扱い																									
46 支給決定障害者等に関する市町村への通知																									
47 運営規程	1					7	3		2			1	6	8	4			8	1	10					
48 介護等の総合的な提供																									
49 勤務体制の確保等	1	1		1		1					1	5	6												
50 定員の遵守						3								3				9		6					
51 非常災害対策						1	1				1	5	6	2				13		14					
52 設備及び備品等																									
53 衛生管理等												4	2	1				2		2					
54 協力医療機関等																									
55 掲 示	2	1		1		1						2	2	2				7		5					
56 秘密保持等						1					1	1	2	7		1	1	1	1	2					

是正改善指導事項	事業所種別																								
	居 介 事 業 所	重 度 訪 問 介 護 事 業 所	同 行 護 理 事 業 所	行 動 護 理 事 業 所	療 養 介 護 事 業 所	生 活 護 理 事 業 所	短 期 入 所 事 業 所	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援 事 業 所	障 害 支 援 施 設	自 立 訓 練 (機 能 訓 練) 事 業 所	自 立 訓 練 (生 活 訓 練) 事 業 所	就 労 支 援 事 業 所	就 労 支 援 事 業 所 (A 型)	就 労 支 援 事 業 所 (B 型)	共 生 活 支 援 事 業 所	地 域 支 援 事 業 所	地 域 支 援 事 業 所	地 域 支 援 事 業 所	児 童 支 援 事 業 所	児 童 支 援 事 業 所	放 課 後 サ ー ビ ス 事 業 所	保 所 訪 問 支 援 事 業 所	福 祉 児 童 入 所 施 設	障 害 児 入 所 施 設	
57 情報の提供等(広告)																			4		5				
58 利益供与(収受)等の禁止																									
59 苦情解決												2	1						1		3				
60 事故発生時の対応						1			2			4	2	2					7		10	1			
61 会計の区分	1											7	1						3		2				
62 身体拘束等の禁止	/	/	/	/	/	/	/	/	1		1		2		/	/	/	4		3					
63 地域との連携等(関係機関との連絡調整)	/	/	/	/	/	/	/	/							/	/	/								
64 記録の整備																									
65 経過措置・特例	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
66 虐待の禁止	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3		3				
67 懲戒に係る権限の乱用禁止	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
68 障害児に係る給付金の金銭管理	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
69 障害福祉サービスの体験的利用支援	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
70 体験的な宿泊支援	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
71 その他()															1										
その他()																									
その他()																									
その他()																									
第5 多機能型(一体型)に関する特例	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
第6 変更の届出等						1						4	6						3		4				
第7 給付費の算定及び取扱い	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(20)	(18)	(4)	(0)	(0)	(14)	(2)	(16)	(1)	(0)	(0)	(0)	
1 基本事項													4	1				1	1	2					
2 ○○サービス費・○○給付費							1					2	1					2		2					
3 各種加算						7	/					26	17	6		/		12	1	12	1				
第8 その他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
1 その他(重要事項説明書)						1	1						3												
2 その他()																									
3 その他()																									
4 その他()																									
5 その他()																									

(注) 1 「広域連合等」とは、地方自治法に基づく一部事務組合、広域連合を言う。

2 「実地指導結果の事項別是正改善指導状況」欄の()の中には、各事項の積み上げ合計数ではなく、是正改善指導を行った事業所等の実数を記入すること。従って、()を付した事項に関しては、是正改善指導数の合計数の記入は要しない。

3 第1～第7に該当しない項目は、第8「その他」欄に記入すること。その際、()内に具体的指導事項を記入すること。

4 指定都市・中核市の新設に伴う移譲については、「前年度末現在の指定事業所等数(A)」で整理(県は減、市は増)して記入すること。

5 「当該年度の指定状況(B)」欄について、指定の更新をせずに失効となったものは、「辞退等」に記入すること。

()のセルは書式を設定してありますので、カッコ等を付けず計数をそのまま入力下さい。

水防法・土砂災害防止法が改正されました

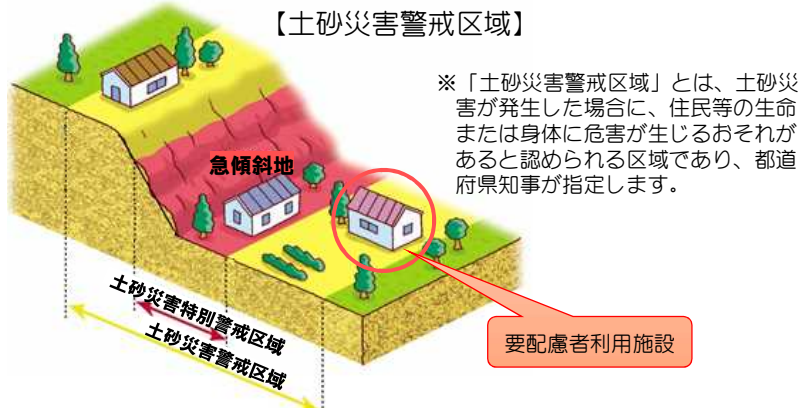
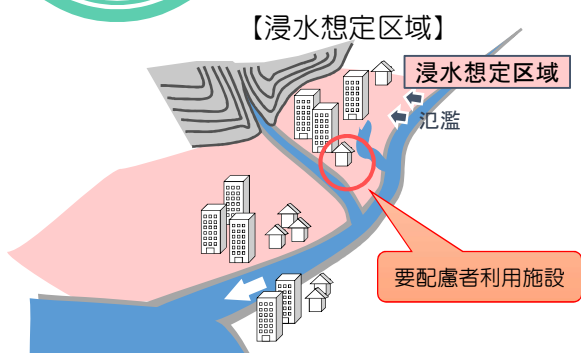
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- (社会福祉施設)
 - ・老人福祉施設
 - ・有料老人ホーム
 - ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
 - ・身体障害者社会参加支援施設
 - ・障害者支援施設
 - ・地域活動支援センター
 - ・福祉ホーム
 - ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
 - ・保護施設
 - ・児童福祉施設
 - ・障害児通所支援事業の用に供する施設
 - ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
 - ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
 - ・子育て短期支援事業の用に供する施設
 - ・一時預かり事業の用に供する施設
 - ・児童相談所
 - ・母子・父子福祉施設
 - ・母子健康包括支援センター 等
- (学校)
 - ・幼稚園
 - ・義務教育学校
 - ・特別支援学校
 - ・小学校
 - ・高等学校
 - ・高等専門学校
 - ・中学校
 - ・中等教育学校
 - ・専修学校（高等課程を置くもの） 等
- (医療施設)
 - ・病院
 - ・診療所
 - ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

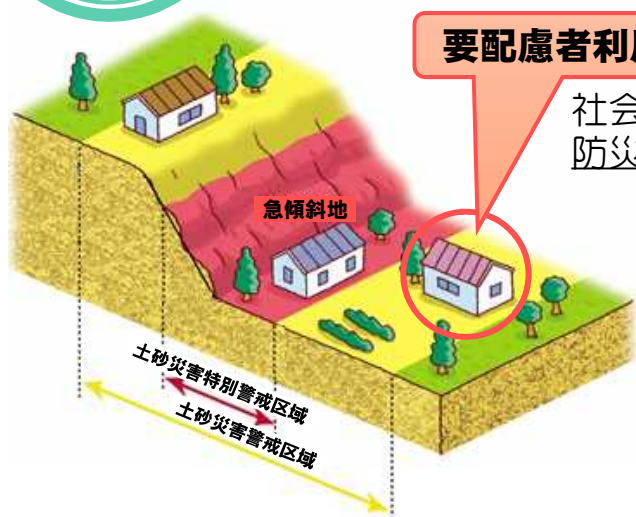
※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設 とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (社会福祉施設) ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等 | <ul style="list-style-type: none"> (学校) ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校（高等課程を置くもの） 等 | <ul style="list-style-type: none"> (医療施設) ・病院 ・診療所 ・助産所 等 |
|--|---|---|

※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。
※ 上図は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に関する土砂災害警戒区域等の指定イメージです。

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。

- 防災体制
- 避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

※国土交通省砂防部ホームページ（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html）に「**要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き**」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している**土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

土砂災害警戒区域等の指定に関すること

施設の所在する都道府県へお問い合わせください。

土砂災害防止法の改正に関すること

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html>

既存の計画への追記による避難確保計画の作成



国土交通省

消防計画に追記する例 …以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

②自衛水防組織の項目を追加(手引き P21～P23参照)
自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4～7参照)
「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17～19参照)
「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することよい。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することよい。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもつて代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び火災被害の軽減を図ることを目的とする。
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を列表〇のとおりに指定する。

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。来避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

項目を追加

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

注意体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
〇〇情報発表	情報収集	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
〇〇警戒体制	〇〇情報発表	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、…	情報伝達係、避難誘導係、…
非常体制	〇〇地区に避難発表	施設全体の避難誘導、…	避難誘導係、…

項目を追加

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

- (1) 避難場所・経路
 - ・第〇条の震災時の避難場所、避難経路に定める通り。
 - ・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
- (2) 避難誘導方法
 - ・施設外の避難場所へ誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
 - ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする…等

項目を追加

(洪水に備えるための準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、フロッピー、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水、食料、寝具、防寒具

不足分を追加

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

全従業員	新入社員	自衛水防組織
〇〇月	〇〇月	〇〇月
その都度	その都度	〇〇月
内容	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修 (2) 情報収集・伝達に係る訓練 (3) 避難誘導に係る訓練	

項目を追加

メニュー	自衛水防(企業防災)トップ	地下空間の浸水対策	要配慮者利用施設の浸水対策	工場・事務所等の浸水対策	災害情報普及支援室一覧
------	---------------	-----------	---------------	--------------	-------------

自衛水防(企業防災)について 要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。



全国の取り組み状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(H30.3末)

- 水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 50,481
- うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 8,948

[都道府県別の作成状況\(PDF:32KB\)](#)
[市町村別の作成状況\(PDF:143KB\)](#)

避難確保計画作成の手引き

避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮)

- 要配慮者利用施設 (PDF:534KB、DOC:1.41MB)、医療施設等(PDF:573KB、DOC:1.41MB)
- 計画作成の手引き別冊 (PDF:2.05MB)、計画作成のひな形(DOC:497KB、XLS:268KB)
- 既存の計画への追記による避難確保計画の作成 (PPTX:102KB)

避難確保計画作成の手引き(津波)

- 要配慮者利用施設 (PDF:351KB、DOC:224KB)
- 医療施設等 (PDF:355KB、DOC:231KB)

お役立ち情報

水防法・土砂災害防止法の改正について [【避難確保計画作成の手引き\(土砂災害防止法\)はこちら】](#)

- 都道府県・市町村の担当者向け(PDF:413KB)
- 要配慮者利用施設の管理者・所有者向け(PDF:417KB)
- 水防法等に基づく取組状況(PDF:57KB)

避難確保計画作成の参考資料

- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル (PDF:359KB)
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害) (PDF:11.21MB)

洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト

- [ハザードマップポータルサイト](#)
- [浸水ナビ](#)

雨量・河川水位などの観測情報がリアルタイムに把握できるサイト

- [川の防災情報](#)

講習会プロジェクト

- 講習会の企画調整及び運営マニュアル～要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて～ (PDF:26.77MB)

<活用ツール>

- ・ 講習会開催案内等フォーマットWORD:2.78MB
- ・ 講習会資料フォーマット(座学)PPT:34.84MB
- ・ 講習会資料フォーマット(ワールドカフェ)PPT:3.72MB
- ・ 講習会資料(参考:モデル都市版:座学)PPT:85.96MB
- ・ 講習会資料(参考:モデル都市版:ワールドカフェ)PDF:1.31MB

災害情報普及支援室(全国の相談窓口)

国の河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、事業者等の皆さまに対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行いますのでご利用ください。

- [災害情報普及支援室一覧](#)

土砂災害防止法が改正されました～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～(平成29年6月19日)

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法^(※1)』が平成29年6月19日に改正^(※2)されました。

改正後の土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設^(※3)の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとしています。

また、この土砂災害防止法の改正に伴い、『土砂災害防止法施行規則』を平成29年6月19日に改正^(※4)するとともに、『土砂災害防止対策基本指針』についても平成29年8月10日に変更を行いました。

(※1)正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

(※2)「水防法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第31号):平成29年5月19日公布、6月19日施行。

(※3)土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設が対象です。

(※4)「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」(平成29年国土交通省令第36号):平成29年6月14日公布、6月19日施行。

土砂災害防止法の改正に関連する情報

今回の土砂災害防止法の改正に関連する資料を掲載しております。
避難確保計画の作成等の参考にしてください。

▶要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット

土砂災害防止法の改正内容や留意事項等について、ご覧いただけます。

○[要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ](#) [PDF:381KB]

○[都道府県・市町村の担当者の皆さまへ](#) [PDF:386KB]

▶改正後の条文等(法律・施行規則・基本指針)

改正(変更)後の土砂災害防止法、土砂災害防止法施行規則及び土砂災害防止対策基本指針について、ご覧いただけます。

▶[土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律](#) <改正:平成29年法律第31号>

[改正後本文](#) [PDF:161KB] / [新旧](#) [PDF:59.1KB]

▶[土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則](#) <改正:平成29年国土交通省令第36号>

[改正後本文](#) [PDF:101KB] / [新旧](#) [PDF:40.2KB]

▶[土砂災害防止対策基本指針](#) <変更:平成29年国土交通省告示第752号>

[変更後本文](#) [PDF:205KB] / [新旧](#) [PDF:290KB] / [概要\(変更のポイント\)](#) [PDF:529KB]

▶避難確保計画作成の手引き・点検マニュアル

土砂災害に関する避難確保計画を作成する際の参考となる手引きや計画内容を点検する際のマニュアルについて、ご覧いただけます。

○[要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き](#)

○[水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル](#)

○[\[内閣府HP\]要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集](#)

土砂災害防止法に基づく取り組み

[基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定状況などをご覧いただけます。](#)

その他の関連情報

「水防法等の一部を改正する法律」全体の概要や新旧対照表、施行通知などの関係資料、これまでの報道発表資料について、ご覧いただけます。

[「水防法等の一部を改正する法律」が施行されました](#)

[「水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する政令」を閣議決定\(平成29年6月9日\)](#)

[「水防法等の一部を改正する法律案」を閣議決定\(平成29年2月10日\)](#)

事業所の指定・運営に係る「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」関係法令等

※ 法令名称等は、略称を使用

1 障害者関係

分類		名称等	法令番号等	事業者ハンドブック
基本法令	法律	障害者総合支援法	平 17 法律 123	
	政令	障害者総合支援法施行令	平 18 政令 10	
	省令	障害者総合支援法施行規則	平 18 厚労令 19	
関係法令	省令	障害福祉サービス指定基準	平 18 厚労令 171	青本
		障害福祉サービス最低基準	平 18 厚労令 174	青本
		障害者支援施設指定基準	平 18 厚労令 172	青本
		障害者支援施設最低基準	平 18 厚労令 177	青本
関係告示等	通知	指定基準解釈通知	サービス事業ごとに規定	青本
	告示	関係告示	多数	青本
	通知	指定基準関係通知	多数	青本
	告示	報酬告示（算定基準）	平 18 厚労告示 523	赤本
	告示	報酬関係告示	多数	赤本
	通知	報酬留意事項通知	サービス事業ごとに規定	赤本
	通知	報酬算定関係通知	多数	赤本
	事務連絡	報酬に関するQ&A	多数	赤本

2 障害児関係

分類		名称等	法令番号等	事業者ハンドブック
基本法令	法律	児童福祉法	昭 22 法律 164	
	政令	児童福祉法施行令	昭 23 政令 74	
	省令	児童福祉法施行規則	昭 23 厚令 11	
関係法令	省令	障害児通所支援指定基準	平 24 厚労令 15	青本
		障害児入所施設等指定基準	平 24 厚労令 16	青本
		児童福祉施設基準（障害児入所施設及び児童発達支援センター）	平 23 厚労令 63	青本
関係告示等	通知	指定基準解釈通知	サービス事業ごと	青本
	告示	関係告示	多数	青本
	通知	指定基準関係通知	多数	青本
	告示	報酬告示（指定通所支援）	平 24 厚労告示 122	赤本
	告示	報酬告示（指定入所支援）	平 24 厚労告示 123	赤本
	告示	報酬関係告示	多数	赤本
	通知	報酬留意事項通知	サービス事業ごと	赤本
	通知	報酬算定関係通知	多数	赤本
	事務連絡	報酬に関するQ&A	多数	赤本

※ 一般的には、法令は「法律>政令・省令」（県では条例・規則）であり、その下に「通達>告示>要綱>通知」がある。なお、「告示」には法令としての性質を含むものもある。

※ 参考書籍……中央法規出版発行の「事業者ハンドブック（指定基準編）、（報酬編）」

利用者事故等発生時の対応について

1 事故等発生時の対応

- (1) 事故等の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- (2) 利用者の家族等、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び支給決定市町村）等に連絡・報告を行うこと。ただし、指定権者が岡山市、倉敷市及び新見市である施設・事業所は、県へ報告書を提出する必要はない。
- (3) 事故の状況及び事故等に際して採った処置について記録すること。

2 事故後の対応及び再発防止への取組

- (1) 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- (2) 事故等の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者に周知徹底すること。

3 県（所管県民局健康福祉部）への報告

(1) 報告すべき事故等の範囲

報告すべき事故等の範囲は、原則として以下のとおりとする。

① サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故のほか、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関に入院又は治療したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等を含むものとする。

- ② 利用者が行方不明になったとき（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）
- ③ 食中毒、感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核等）の集団発生
- ④ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの
- ⑤ 火災、震災、風水害等の災害によりサービスの提供に影響する重大な事故等
- ⑥ その他施設・事業所の長が必要と認めるもの

(2) 報告事項

県（所管県民局健康福祉部）への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、別紙様式の内容が含まれる任意の様式で報告することは差し支えない。

なお、死亡事故の場合は診断書の写しを添付すること。

(3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び支給決定市町村）に報告する。

また、食中毒や感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、あわせて、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び支給決定市町村）に報告する。

① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

② 途中経過及び最終報告

事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

※参考（事故発生時の対応について定めた基準条例等）

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第52号）第41条第1項及び準用規定
- (2) 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第53号）第59条第1項
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第54号）第32条第1項及び準用規定
- (4) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第55号）第18条第1項
- (5) 障害者総合支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第56号）第16条第1項
- (6) 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第57号）第45条第1項
- (7) 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第36条第1項及び準用規定
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第49号）第53条第1項及び準用規定
- (9) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第50号）第50条第1項及び準用規定

※ 条例及び省令の名称中、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」については「障害者総合支援法」と略記している。

県民局健康福祉部長 殿

障害福祉サービス事業所等利用者事故等報告書

記載年月日 (平成 年 月 日)

事業所等	事業所名			法人名					
	事業所所在地	〒							
	管理者氏名			電話番号					
	報告者 職・氏名			FAX番号					
利用者	氏名・年齢			歳	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	障害支援区分		
	障害の種類	<input type="checkbox"/> 身体 (種別:) <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	利用サービス種類			支給決定市町村			受給者番号		
事故等の概要	事故等発生日時	平成 年 月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後		時 分頃			
	事故等発生場所	<input type="checkbox"/> 事業所内 () <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	事故等の種別 (該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 転倒・転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・異食 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 感染症等		<input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 所在不明 <input type="checkbox"/> その他		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (※その他の場合に記入) </div>			
	事故等の結果	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡		<input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> 特変なし <input type="checkbox"/> その他()					
	事故等の内容	(事故等発生時の具体的状況)						報告先	報告・説明日時
								配置医師	/ : :
管理者								/ : :	
家族等								/ : :	
指定権者								/ : :	
市町村	/ : :								
加害者がいる場合	氏名			性別・年齢	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 (歳)	被害者との関係			

(第1報の際、不明・未定の部分は、第2報で報告)

事故等発生後の対応	事故等への対応内容・利用者の状況						
	医療機関名					治療期間	
	治療の概要					日数 (見込み)	
	家族等への説明内容とそれに対する反応						
	損害賠償の状況	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	事故等の原因						
再発防止に向けた対策・方針							

※ 記入欄が不足する場合は、任意様式に記載し添付してください。死亡事故等の場合は、家族等の了解の範囲内で、診断書 (それに準ずる書類を含む。) の写しを添付してください。

【行政機関記入欄】

<input type="checkbox"/> 消費安全性を欠く商品 (飲食物を含む)・役務	被害拡大の恐れ ()
---	-------------

<input type="checkbox"/> 重大事故等 (死亡・30日以上の治療を要する重傷、中毒)	事業者の安全配慮 ()
---	--------------

質 問 票

平成 年 月 日

事業所名 施設名		事業所 番 号	
事業等種別		所 在 名 市 町 村	
電 話 番 号		FAX番号又は メールアドレス	
担当者職氏名	(職 名)	(氏 名)	

< 照 会 内 容 >

人員基準に関する事 設備基準に関する事 運営基準に関する事 報酬に関する事 その他

< 事業所・施設の考え又は意見等 >

【回 答】（事業所・施設は記入しないでください。）

平成29年度における施設従事者等による虐待の状況について

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの施設従事者等による虐待の状況等について、公表する内容は次のとおりである。

1 障害者福祉施設

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 5件
 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第20条)

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	女性(1人)	男性(1人)	男性(1人)	女性(5人)	男性(1人)
	年齢階級	15～19歳	5～9歳	35～39歳	45～49歳(1人) 50～54歳(2人) 60～64歳(2人)	25～29歳
	障害種別	身体・知的障害	発達障害	精神障害	身体障害(2人) 知的障害(1人) 精神障害(2人)	身体・知的障害
障害者虐待の類型	性的虐待	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	身体的虐待	
虐待のあった障害者福祉施設等の種別	共同生活援助	放課後等デイサービス	就労継続支援A型	就労継続支援A型	障害者支援施設	
虐待を行った障害者福祉施設等職種の職	生活支援員(1人)	設置者兼指導員(1人)	設置者(1人)	職業指導員(1人)	生活支援員(1人)	
障害者虐待に対処	再発防止に向けた職員研修の実施や支援内容のセルフチェックの実施等を指導	再発防止に向けた職員研修の実施や虐待防止マニュアルの周知徹底等を指導	利用者への指導の仕方等に注意するよう指導	再発防止に向けた作業環境の改善、職員研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員研修の実施や支援体制・方法の見直し等を指導	

(参考) 平成29年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		26	47	73	
うち障害者虐待		5	19	24	
区分別内訳	身体的虐待	2	12	14	
	性的虐待	2	0	2	
	心理的虐待	1	9	10	
	放棄・放任	0	1	1	
	経済的虐待	0	10	10	

※虐待の区分別内訳は、重複している。

2 養介護施設

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 9件

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第25条)

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	男性(1人)	女性(1人)	女性(2人)	女性(1人)	女性(2人)
	年齢階級	85～89歳	90～94歳	90～94歳(1人) 100歳以上(1人)	85～89歳	80～84歳(1人) 95～99歳(1人)
	要介護状態	要介護4	要介護4	要介護3(1人) 要介護4(1人)	要介護4	要介護3(1人) 要介護4(1人)
高齢者虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	
施設・事業所の種別類型	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	認知症対応型 共同生活介護	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	
虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職(1人)	介護職(1人)	介護職(1人)	介護職(1人)	介護職(3人)	
高齢者虐待に対処した	従業者の資質向上のため研修を実施することなどを指導	従業者の資質向上のため研修を実施することなどを指導	従業者の資質向上のため研修を実施することなどを指導	従業者の資質向上のため研修を実施することなどを指導	身体拘束は緊急性を除外しない場合を指導 身体拘束は緊急性を除外しない場合を指導	

被虐待者の状況	性別	女性(1人)	女性(2人)	女性(1人)	男性(1人)
	年齢階級	80～84歳	80～84歳(1人) 90～94歳(1人)	75～79歳	75～79歳
	要介護状態	要介護4	要介護4(2人)	要介護5	要介護3
高齢者虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	
施設・事業所の種別類型	特別養護老人ホーム	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	
虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職(8人)	管理者(1人)	介護職(1人)	介護職(1人)	
高齢者虐待に対処した	身体拘束は緊急性を除外しない場合を指導	身体拘束は緊急性を除外しない場合を指導	従業者の資質向上のため研修を実施することなどを指導	身体拘束は緊急性を除外しない場合を指導	

(参考) 平成29年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

		養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		29	423	452	
うち高齢者虐待		9	257	266	
区 分 別 内 訳	身体的虐待	9	170	179	
	介護等放棄	0	55	55	
	心理的虐待	4	118	122	
	性的虐待	0	0	0	
	経済的虐待	0	62	62	

※高齢者虐待の区分別内訳は、重複している。

事務連絡
平成31年1月18日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に
係る猶予措置の終了に当たっての留意事項について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者総合支援法に基づく療養介護等を提供するに当たっては、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）」に基づき、実務経験を満たし、提供するサービスに応じた分野のサービス管理責任者等研修（以下「研修」という。）を受講した者をサービス管理責任者として配置することとされております（児童発達支援管理責任者については、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）」に要件を規定）。

指定障害福祉サービス事業所又は指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（障害児入所施設等で提供される障害児通所支援又は障害児入所支援）の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日（当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日）から起算して1年間は、研修を修了しているものとみなす規定（別紙1参照。以下「猶予措置」という。）を設けております。

この猶予措置においては、平成30年4月1日以降に事業を開始している場合、認められている特例が今年度末（平成31年3月31日）をもって終了とされているため、猶予措置終了後は実務経験者であっても研修を修了していない場合は、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について的人员配置が基準上満たせていないこととなります。

つきましては、各都道府県におかれましては、上記にご留意いただき、

- ① 管内において、来年度以降の事業所開設の際には、実務経験及び研修修了の要件を満たしたサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置が必須であることの周知徹底を図ること
- ② 研修の開催においては、早期に事業所開設を予定している事業者からの受講申込者について優先的に受講できるようにすること

等、来年度以降の障害福祉サービス等の提供に向けて遺漏なきようご対応願います。

また、既にお知らせしておりますとおり、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に関する研修体系等の全体的な見直し（別紙2参照）を予定しており、それに伴い、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る要件についての緩和等を実施いたしますので、周知を図っていただきますよう併せてご対応願います。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

地域生活支援推進室 相談支援係

TEL：03-5253-1111（内 3149, 3043）

FAX：03-3591-8914

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第 50 条第 1 項第 4 号及び第 215 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)、第 5 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)第 12 条第 1 項第 5 号及び第 90 条第 2 項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)、第 12 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等を次のように定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第 50 条第 1 項第 4 号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号。以下「障害福祉サービス基準」という。)第 12 条第 1 項第 5 号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号。以下「障害者支援施設基準」という。)第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

イ (略)

- ロ 指定障害福祉サービス(法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)を行う事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所」という。)又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して 1 年間(当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合には、平成 31 年 3 月 31 日までの間)は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

以下 (略)

- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は 1 及び 2 に定める要件を満たす者とする。

1・2 (略)

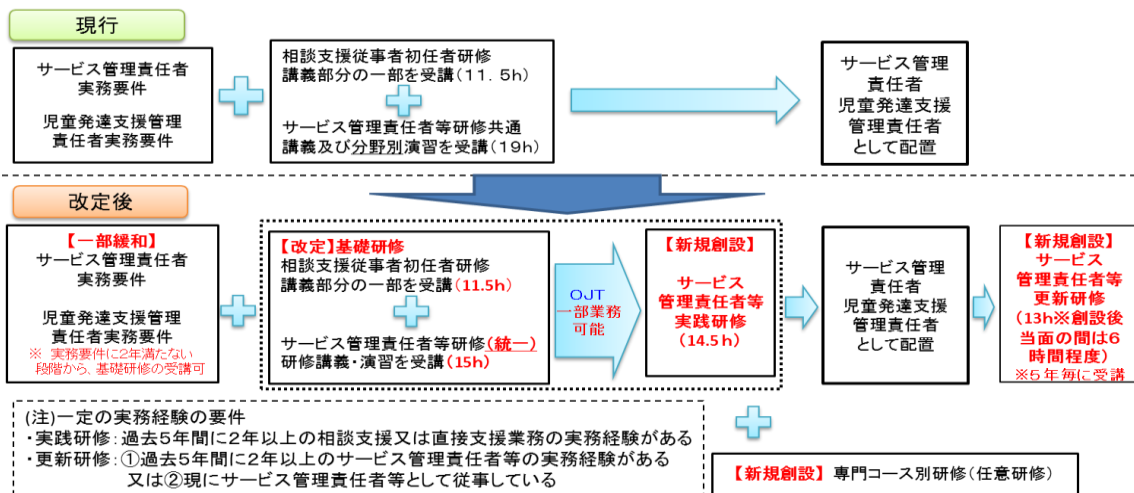
- 3 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して 1 年間(当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合にあつては平成 31 年 3 月 31 日までの間)は、前号の要件を満たしているものとみなす。

以下 (略)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
 ※平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
 ※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
 ※新体系移行後に既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

現行	見直し後
① 実務経験の一部緩和	
○直接支援業務 10年	○直接支援業務 8年
○実務経験を満たして研修受講 ・ 相談支援業務 5年 ・ 直接支援業務 10年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年	○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可 ・ 相談支援業務 5年→3年 ・ 直接支援業務 8年→6年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年→1年
② 配置時の取扱いの緩和	
○研修修了後にサービス管理責任者として配置可	○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可
○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可	○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
③ 研修分野統合による緩和	
○サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）、児童発達管理責任者研修別に研修を実施 ・ 修了した分野のみ従事可	○全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施 ・ 全分野のサービスに従事可 ・ 平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣
が定めるもの等の一部を改正する件等について（概要）

1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 50 条第 1 項第 4 号等に規定するサービス管理責任者及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 49 条第 1 項に規定する児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）については、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）において一定の研修を修了すること等の要件が定められている。
- サービス管理責任者等への研修については、現行制度では、サービス管理責任者等の要件を満たすために 1 回の研修を受講することが義務付けられているところ、今般、厚生労働省で実施した新たな研修制度の仕組みに関する研究結果等を踏まえ、一定期間ごとの知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるようにするなど、サービス管理責任者等の要件等について、必要な見直しを行うもの。

2. 改正の内容

- (1) サービス管理責任者等の資格要件に係る実務要件について、直接支援業務に係る実務経験年数を「10 年以上」から「8 年以上」に改める。
- (2) サービス管理責任者等の資格要件に係る研修について、基礎研修と実践研修に分け、それぞれの科目及び時間数を定めるとともに、以下の受講要件を定める。
 - ・ 基礎研修は、サービス管理責任者等の実務要件である実務経験年数に達する 2 年前から受講できるものとする。
 - ・ 実践研修は、基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講前 5 年間に通算して 2 年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者が受講できるものとする。
- (3) 既に専従かつ常勤のサービス管理責任者等が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができることとするとともに、当該基礎研修修了者を配置することにより、

サービス管理責任者等を2人配置したものとみなすことができるものとする。

- (4) 実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を受けなければ、サービス管理責任者等としての資格を喪失することし、当該研修の科目及び時間数を定めるとともに、以下の受講要件を定める。
 - ・ 更新研修は、更新研修受講時にサービス管理責任者等、管理者若しくは相談支援専門員として従事している実践研修修了者又は更新研修受講前5年間においてこれらの業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者が受講することができるものとする。
- (5) サービス管理責任者については、従来、介護、地域生活（身体障害）、地域生活（知的障害・精神障害）及び就労の分野別に行っていた研修を統一する。
- (6) 経過措置等
 - ① 平成31年3月31日において現にサービス管理責任者等に該当する者は、実践研修修了者とみなすものとする。ただし、平成36年3月31日までに更新研修を修了し、修了日の属する年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を改めて修了することとする。
 - ② 実務要件を満たす者がこの告示の適用日以後平成34年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了後3年間は、実践研修修了者とみなすものとする。
 - ③ 実践研修修了者等が、(4)及び(6)①に定める期間内に更新研修修了者とならなかった場合においては、(2)、(4)及び(6)①にかかわらず、改めて実践研修を修了することによって、サービス管理責任者等となることができるものとする。
 - ④ (5)に伴い、多機能型事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所、複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に係る緩和措置の規定を削除する。
- (7) その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第50条第1項第4号及び第215条第2項
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)、第 5 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)第 12 条第 1 項第 5 号及び第 90 条第 2 項
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)、第 12 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項
- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 49 条第 1 項

4. 告示日・適用期日

告示日 平成 31 年 3 月下旬 (予定)

適用期日 平成 31 年 4 月 1 日 (予定)

質問担当窓口について

質問（疑義照会）の担当窓口は以下のとおりとなります。
 質問（疑義）がある場合は、「質問票」（次ページ掲載）により、FAXにて担当窓口へ提出してください。

【担当窓口】

1 指定障害福祉サービス事業所・障害者支援施設

事業所が所在する市町村	担当窓口	所在地	電話番号 FAX番号
玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町	備前県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3995 <u>086-272-2660</u>
総社市 早島町 笠岡市 井原市 高梁市 浅口市 里庄町 矢掛町	備中県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7064 <u>086-427-5304</u>
津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者班	〒700-8570 津山市椿高下114	0868-23-1291 <u>0868-23-2346</u>

※岡山市、倉敷市、新見市に所在の事業所は、所在地の市担当窓口へ御質問ください。

2 指定障害児通所支援事業所・障害児入所施設

事業所が所在する市町村	担当窓口	所在地	電話番号 FAX番号
玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町	備前県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3995 <u>086-272-2660</u>
笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町	備中県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7064 <u>086-427-5304</u>
津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者班	〒700-8570 津山市椿高下114	0868-23-1291 <u>0868-23-2346</u>

※岡山市、倉敷市（H31年度～）に所在の事業所は、所在地の市担当窓口へ御質問ください。

岡山県 保健福祉部
保健福祉課 指導監査室

TEL 086-226-7917、7918

FAX 086-226-7919

MAIL shidokansa@pref.okayama.lg.jp